

京都市告示第 136 号

京都市ラクト健康・文化館条例第 12 条の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、京都市ラクト健康・文化館の管理を次のとおり委託します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 榎本 頼兼

| 受託者の名称 | 所在地 | 委託する事務の範囲 |
|-------------|-------------------------|---|
| 京都シティ開発株式会社 | 京都市山科区上野御所ノ内町 16 番地の 10 | <ol style="list-style-type: none">1 京都市ラクト健康・文化館条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定による利用の許可に関する事。2 条例第 9 条第 1 項の規定により利用者が特別な設備をしようとするときの許可に関する事。3 条例第 11 条の規定による原状回復の検査に関する事。4 京都市ラクト健康・文化館（以下「健康・文化館」という。）の施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。5 前各号に掲げるもののほか、健康・文化館の管理等に関し、市長が必要と認める事項 |

（建設局都市整備部拠点整備課）